

かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱及び
神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱における
状況報告の運用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日施行。以下「スマエネ要綱」という。）第12条及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱（令和2年6月8日施行。以下「0円ソーラー要綱」という。）第13条の規定における状況報告に関し、令和2年度の運用として、必要な事項を定める。

(状況報告の方法)

第2条 スマエネ要綱第12条及び0円ソーラー要綱第13条の規定における状況報告は、各要綱に定める様式を用い、次のいずれかの方法により行うことができるものとする。

- (1) 書面による提出
- (2) 県が指定する電子申請システムを利用した電子による提出

(押印省略)

第3条 前条第2号の方法により状況報告を行う場合は、報告書類への押印を省略するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年3月16日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年3月31日に廃止するものとする。